

# 令和6年第5回教育委員会議事録

令和6年3月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年3月27日（水）午後2時30分～午後2時54分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 前田 小百合

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明  
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則  
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫  
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

学校整備担当課長 相馬 吏 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター長 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之  
統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平  
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正

### (報告事項)

- (1) 令和6年度学校給食費について
- (2) 令和6・7年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 中学校及び特別支援教育教科用図書採択事務について
- (6) 令和6年度 杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

## 目次

### 議案

議案第20号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第21号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第22号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第23号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第24号	杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正	7
議案第25号	杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正	8

### 報告事項

(1)	令和6年度学校給食費について	11
(2)	令和6・7年度杉並区青少年委員の委嘱について	14
(3)	学校運営協議会委員の任命について	15
(4)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	16
(5)	中学校及び特別支援教育教科用図書採択事務について	17
(6)	令和6年度 杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について	20

**教育長** では、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が6件、報告事項6件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、勤勉手当に関するものとして関連がございますので、次に申し上げます2議案を一括して上程いたします。

日程第1、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第21号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案について、私からご説明を申し上げます。

昨年10月の特別区人事委員会勧告におきまして、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数につきまして0.1月引き上げて4.65月とした上で、この支給月数の引上げ分を職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございました。

この勧告を受けまして、昨年12月に幼稚園教育職員の給与条例及び勤勉手当規則を改正し、勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げたところでございます。今回の改正におきましては、この0.1月の引上げ分を令和6年度の6月と12月に支給する勤勉手当に0.05月ずつ割り振るというものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明をいたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第4条、支給割合の規定におきまして、職員、管理職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を記載のとおり改めるものでございます。

1ページお戻りいただきまして、議案をご覧ください。附則でございます。施行期日は令和6年4月1日としてございます。

次に、議案第21号の区費教員の規則改正につきましても、幼稚園教

育職員と同様の改正を行うものでございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意は既に得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見・ご質問がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第20号及び議案第21号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第20号及び第21号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程の第3、議案第22号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き、私からご説明を申し上げます。

区では、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別な事由により勤務しないことが相当である場合における休暇として、特別休暇を承認するものとしてございます。

この度会計年度任用職員の処遇の改善を図るために、特別休暇といたしまして新たに災害休暇及びボランティア休暇を承認することといたしました。

このことに伴いまして、会計年度任用講師の特別休暇として、災害休暇及びボランティア休暇を定める必要があるため、規則を改正するというものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、資料に沿ってご説明をいたしま

す。

添付をしております新旧対照表をご覧ください。

第22条の2の規定におきまして、現住居が地震などの災害により滅失したこと等により、その住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇として災害休暇、第23条の2の規定におきましては、自発的、かつ、報酬を得ないでの社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇としてボランティア休暇を定めてございます。

議案を1ページお戻りください。附則でございしますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、確認等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 採決を行います。議案第22号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第22号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第4、議案第23号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き私の方から説明をさせていただきます。

この度地方自治法の一部が改正されまして、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとされたことから、杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとしたところでございます。また、会計年度任用職員の処遇の改良を図るために新たに生理休暇等を有給の休暇とすることといたしました。

これらのこと等に伴いまして、会計年度任用講師につきましても、勤勉手当や支給対象外となる職員等について定める等の必要がございますので、改正をするものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、資料に沿って説明をいたします。議案の添付の最後に新旧対照表がございますのでご覧ください。

第9条の給与の減額免除の規定におきまして、有給の休暇として新たに生理休暇、災害休暇及びボランティア休暇を定めてございます。

次に、新旧対照表の3ページをご覧ください。21条の2の規定におきまして、勤勉手当が支給対象外となる職員を定めてございます。

次に、新旧対照表の5ページ、下の方にございますが、第23条の2の規定におきまして、勤勉手当の支給割合を定めてございます。このほか、新旧対照表の7ページ以降になりますが、24条の2の規定におきましては、勤勉手当の欠勤等の日数、24条の3の規定におきましては減額率、25条の2の規定におきましては、勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例を定めてございます。そのほか、改正箇所につきましては、必要な規定を整備してございます。

最後に附則でございますが、施行期日につきましては令和6年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、確認ありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第23号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第23号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第5、議案第24号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正によりまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されたところでございます。会計年度任用職員につきましては、地方公務員法の一般職に該当し、同法の服務に関する規程が適用され、懲戒処分等の対象になるものでございます。

一方、杉並区教育委員会におきましては、職員の懲戒及び分限に関する



る処分の実施の適正を期するため、懲戒分限審査委員会を設けているところでございますが、この審査委員会の審査対象となる教育職員としては、区費教員及び幼稚園教育職員としてきたところでございます。

この度会計年度任用職員を含む教育委員会が任用する一般職の職員につきましても広く対象とする必要があることから、この規程を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明をいたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

題名を杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程に改めてございます。

第1条の設置規定におきまして、教育職員を職員に改め、審査委員会の名称を杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会に改めてございます。

また、第2条の職員の定義の規定を削り、第3条の掌理事項の規定におきましては、審査委員会の審査対象を教育委員会が任命する一般職の職員に改めるものでございます。

そのほかの規定につきましては、第2条の規定を削ることに伴いまして、条を繰り上げてございます。

なお、この規程につきましては、本日の施行を予定しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご確認、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第24号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** では、異議ございませんので、議案第24号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第6、議案第25号「杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正」を上程いたします。引き続き、私からご説明を申し上げます。

杉並区におきましては、地方公務員法の規定に基づきまして、標準的な職に応じて職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、

標準職務遂行能力を定めており、区費教員の標準職務遂行能力につきましては、東京都教育委員会規則で定める都費教員のものと同様とさせていただきます。この度、東京都教育委員会では規則を改正し、ハラスメントの防止、多様性の尊重及び組織の活性化について規定するほか、教員が連携する相手を明確化し、協働の文言を追加することといたしました。

このことから、区費教員の標準職務遂行能力を都費教員と同様とするため、規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

下線を引いた部分が改正箇所でございます。都費教員の標準職務遂行能力と同様に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行することとさせていただきます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問・ご意見ございましたらお願いをいたします。

**教育長** まず一つ、東京都は校長があるけれどもこれにはないじゃないですか。その辺の理由と、もう一つ、ここに色々と書いてあるのですが、これを学校の中ではどう生かしているのか。あるいは学校ではなくて、これは教育委員会へ出すべきものなのか、ちょっとその辺のところを教えてもらっていいですか。

**教育人事企画課長** まず、私の方からは校長がこちらに入っていない理由についてですけれども、現在、区費教員は区立学校においては、今、副校長までの職しかございません。今後、校長職につきましては、東京都や人事委員会との協議を経て、それが置けるのか、それともほかの職になるのか、今検討中でございますので、今回、副校長までということになっております。

**済美教育センター所長** 東京都の方からは各教員に全部資料として配布されていますので、まずは自分自身がそれぞれの職層に応じて年度当初に目標を立てる際に、このような内容をしっかりと見て自分の目標を立てるということにも活用しておりますし、また、管理職も本人が立てている内容が適切かどうかということを見ていく時に、一つの目安としてこういうものを見ながら指導しているところです。そのよう

なところで使っているのが、大半の学校かなと考えております。以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**伊井委員** 先ほどのご説明ですと、東京都の方でもこのような整備がされたので、それに準じてということでお話がございましたけれども、これまで「関係機関等」という書き方をしていたところを「地域及び関係機関」という形で、地域が入ったりとか、文言が変わっているところがありますが、その辺りの意図的なものというのは、東京都の方から何か説明とかがあったというか、東京都の意向みたいなものは伝わってきているものとかありますか。

**済美教育センター所長** 特にそのような説明は受けておりませんが、推測の範囲ではありますが、本区で先行して取り組んでおりますコミュニティスクールのようなものも一層推進していきたいというところで、そういう文言をあえて入れてきているところもあるかなと考えております。

**伊井委員** よく分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。久保田委員。

**久保田委員** 今回、都費教員と同じように、区の教育職員についても整理されたということで、それはとてもよいことだと思っています。やはりこれを文字面だけで、言葉だけで置いておくのではなくて、実際に各学校で学期1回の自己申告書及び校長面接等を通じて、具体的なところで、まさに校内の人材育成に向かって、特に校長を中心に参考にしながら取り組んでいく、具体化していく、実際の取組に具現化していく、そういうことが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**教育人事企画課長** おっしゃるとおりで、こういった指標は学校現場の方でどう具体化していくか、具現化していくかということが非常に重要だと思ひます。今、具体例としてお示しいただいた自己申告の面談だとか、あとは、教員がそれぞれ様々な研修を受ける際の指標だとか、いろいろなところで活用できると思ひます。特にこちらに示されているような課題解決力だとか人材育成力だとか、それぞれの職層に応じた項目がきちんと示されておりますので、しっかりと学校現場で活用できるように指導していきたいと思ひております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第25号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第25号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項の1番「令和6年度学校給食費について」、学務課長からご説明を申し上げます。

**学務課長** 私からは「令和6年度学校給食費について」、ご報告いたします。

学校給食費については、物価高騰に対応するために、令和4年度、5年度にかけて標準給食費を引き上げ、保護者負担軽減として、一部補助や無償化を行ってきているところですが、令和6年度も引き続き標準給食単価を引き上げる必要があり、標準給食費を改定することとしたので報告いたします。

まず、資料の1番目、令和6年度の食材費の試算結果でございます。

標準給食費は毎年度牛乳、主食、おかずに係る価格動向とその影響を考慮して算出していますが、令和6年度については、小学校中学年の1食の給食食材費が299.65円の見込みです。

具体的に、牛乳、主食、おかずに分けて見ていきますと、牛乳は東京都が実施した牛乳供給に係る入札結果により、前年度に比べ、1本あたり4.63円の増額となったため67.75円、主食となる麦ごはん、パン、麺に係る経費は31.98円、おかずにつきましては、学校給食で提供する食材は多品目にわたることから、令和5年度中の学校給食価格調査集計と消費者物価指数の上昇率を踏まえて199.92円と見込んでおります。

この試算結果を踏まえて、令和6年度の標準給食費については、資料の2の表のとおり、標準給食で1食あたり、小学校低学年で279円、中学年で300円、高学年320円、中学校では361円といたしました。昨年と比べますと、大体10円から12円の増額となっております。

最後に、3の標準給食費の公表についてですが、今年度までは、保護

者からの徴収があったため、保護者宛ての通知を作成しておりましたが、令和6年度からは区の公式ホームページで公表することといたします。

私からの説明は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございましたらお願いをいたします。

**久保田委員** 今回の給食費について、無償化という形で実際に公費負担になったということで、6年度においても同じように進めていく中で、この最後、標準給食費の公表について、区の公式ホームページでと書いてあります。これはこれで絶対大事なことだと思うのですが、ややもすると保護者にとっては無償化になったことで他人事のようにしてしまう傾向もあるのではないかという、そのことを危惧しております。

実際に、今までの保護者負担の場合には、必ず年度当初、4月の段階で、「今年は各学年このような金額でやっていきます」とか、必ず周知され、そしてまた、3月、年度末にも1年間このようにということで、各学校できちっと報告があったと思うのですが、その辺もやはり6年度以降も、同じように保護者にきちっと各学校、伝えていっていただきたいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

**学務課長** ありがとうございます。これまで毎年、年度当初に「いくらです」ということ、それに加えて、学校から月ごとに「いくら徴収します」とか、「2か月に1回徴収します」とか、そういった通知を作ってお出ししているような形だったかと思うのですがけれども、そういったものは今回なくすのですがけれども、今後も会計報告ですとか、あと1食あたりはこれぐらいかかっています、ですとか、そういったものを給食日よりですとか、あと会計報告とか、そういったものを使って保護者の方にはきちんと伝えてまいりたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。伊井委員。

**伊井委員** 私自身も本当に物価の高騰をひしひしと日々感じている立場でありますので、これくらいの値上げで済むのかと思って、非常に皆様がどれだけご苦労されているかなと思ってありがたく思っております。

本当に給食は子どもたちの身体の健康を支えているところでありますし、大事な1食であると思っております。

今後もし是非ご苦労おかけすると思いますが、子どもたちのためにご配

慮いただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

**学務課長** ありがとうございます。この金額の中で栄養バランスが取れて、安全でおいしい給食を提供するという一方で、日々栄養士の方でも献立の作成ですとか、使う食材の工夫ですとか、そういったことをしております。また引き続き、こういったことを続けながら、いい給食を、質の高い給食を提供していきたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。前田委員。

**前田委員** 保護者としまして、本当に給食、今、春休みですけれども、昼ご飯を準備することがすごく大変で、保護者の立場からも本当に給食のありがたさをひしひしと感じております。

給食を楽しみに学校に行くという子どもたちは本当にたくさんいて、子どもからも今日はどれくらいおかわりがあったとか、残している友達を見て「なぜ残すんだ」みたいな話とか、本当に給食にまつわる話がいろいろ出てきているので、本当にありがたいなと思っております。

この物価高騰のところで、結構例えばウクライナとロシアの戦争の中で小麦がとかという話があったりですとか、円安の中でいろいろなものが本当に値段が高くなっている中、例えば国産とか、地産地消とかをいろいろ考えて給食をやっていると思うのですがけれども、その方針の変更とか、そういうところはこの物価高の中で何かあるのかどうかというのをお知らせいただきたいと思います。

**学務課長** 地産地消ということで、全て地元の野菜ということはなかなかできませんので、地元野菜デーみたいな取組は今後も継続して、今まで希望校だったものを全校実施で年2回やっていくとか、そういったことで考えているところがございますけれども、そのほかにできるだけ国内産の食材は使いたいということは、今後も継続をしてまいりたいと考えているところです。

また、小麦とかというのは結構高騰というのがあるのですがけれども、杉並の給食はご飯、パンではなくてご飯を使うということを非常に多くやっておりまして、大体週に4日以上ご飯の給食をしていますので、その辺り小麦とか、あまり影響が出ないというところにも関連しているかなと感じております。

**前田委員** 丁寧にありがとうございます。本当にメニューを見ていると、いろいろテーマがあって、例えば九州のメニューにしてみたりとか、

本当に東京ではなかなかふだん目にしないようなご飯とか、そういうものを頂いているなというのを日々感じておりますので、本当にいろいろ苦労されて工夫されているなというのもよく感じておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。對馬委員。

**對馬委員** 給食はやはり今、偏ったバランスにならないように食事をしていく上で非常に大事なものだと思っておりますが、今、アレルギー対応のお子さんもかなり多いと思っておりますが、給食ってやはり大量に仕入れて大量に調理するからこの値段でやっていけるような部分があると思っております。アレルギー対応の方はどうしてもその子向けの食材が必要だったりするかと思うのですけれども、それも全部この通常給食の中でやれるという計算になっているのでしょうか。

**学務課長** アレルギーについては、代替食ということまではちょっと難しいので、除去食という形で対応しております。そういう中で、金額についてはこの額の中でというふうにしております。また、その中でもあまりにもアレルギーがいろいろな種類に及んでいて、なかなかちょっと給食で対応し切れないというお子さんの場合には、一部代替の食材をお家から持ってきていただくですとか、あと全部お弁当になってしまうお子さんもいらっしゃるけれども、全てお弁当で、学校の給食が食べられないというものについては、給食費の無償化の時に、お弁当を持ってきたりする分、補助をするというような形で対応させていただいているところです。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の2番「令和6・7年度杉並区青少年委員の委嘱について」、学校支援課長からご説明を申し上げます。

**学校支援課長** 私からは、「令和6・7年度杉並区青少年委員の委嘱について」、ご報告いたします。

本年4月1日付けで、令和6・7年度の青少年委員を委嘱いたします。定数は47名以内となっておりますが、今回40名の方を委嘱する予定でございます。一覧の方は次ページの方に載っております。一部地域ではまだ推薦が挙がっていないところもございますが、引き続き推薦のお

願いを続けていく予定であります。

選任は資料の1の(3)にございますとおり、青少年育成委員会からの推薦を受けて、教育委員会が委嘱いたします。

青少年委員の概要につきましては、資料の2に記載のとおりでございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。では、ないようでございますので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の3番「学校運営協議会委員の任命について」、引き続き学校支援課長からご説明を申し上げます。

**学校支援課長** 杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告申し上げます。

今回任命されますのは、小中学校合わせて38校、123名となっております。今回の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。前田委員。

**前田委員** ちょっとこちらの表の読み方について教えてほしいのですが、けれども、こちらは今回新たに任命された方というだけじゃなくて、例えば杉並第一小学校であれば1から5の方が学校運営委員協議会に出られている方であっていますか。新規にというのではなくて、ここ載っている方が全員、例えば学校によって1人しかいないところとかあるのかなと思ったりしているのですけれども、これはそういうことなのでしょうか。

**学校支援課長** 今回、こちらは4月1日に任命を行う方だけでございますので、任期によっては、例えば10月から任命されている方はこの表には当然載ってこないということで、この表には4月1日をもって任期が切れてまた新たに任命させていただいている方、それから、1期目の方と、そういった方が掲載されております。



**前田委員** よく分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** それ以外はいかがでございましょうか。教育長。

**教育長** この中で、前も言ったのですけれども、20代とか、学生とか、そういう若い人たちがどのぐらいいるのかということと、もう一つ、これは意見というかお願いなのですけれども、今、前田委員がおっしゃったように、今、1期目とか2期目と書いてあるのですけれども、1期目と書いてあっても、区分が変わって、通算すると実際は3期目とか4期目の人がいるわけじゃないですか。この表に、例えば通算でどのぐらいやっているのかというのを、今度、付け加えることは可能ですかね、その辺りを。これは意見ですが。

**学校支援課長** まず、委員の年代ということでございますが、若い委員、令和5年度増えまして、現在、20代の方が9名いらっしゃいます。ちなみに参考に申しますと、30代が13名ということで、委員全体の平均年齢は60歳ぐらいとなっております。

今、ご指摘いただきましたとおり、こちらの表は1期目となっておりますけれども、校長推薦から今回公募に変わってという方も載っております。そのあたり、もう少し見やすくできるかどうかは、またちょっと事務の問題もございますので、検討させていただければと思っております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは令和6年2月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

2月分の合計は全体で22件でございます。定例、新規の内訳は、定例が21件、新規が1件となっております。

共催・後援の内訳は、共催が2件、後援が20件でございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。伊井委員。

**伊井委員** 前にも何度も伺っていて恐縮でございますが、コロナで減っていったものが、大体全般的に令和5年度は皆様の活動状況が回復してきた感じだと捉えていらっしゃいますでしょうか。

**生涯学習推進課長** 表の前年度からの比較を見ますと、前年度から50件増えてございます。ちなみに令和元年度の4月から2月までの合計件数が243件ですから、ほぼ戻ってきていると考えてございます。

また、傾向としましては、ちょっとやはりコロナ禍で団体自体が解散してしまったところもあるということで、新規にいわゆる後援名義等を取る団体が増えてきている傾向がございます。

**伊井委員** ありがとうございます。すごく活発に活動していらっしゃる方々もいらっしゃるのです、そういった活動が今後もいい形で続いていくといいなと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の5番、「中学校及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」、済美教育センター所長からご説明を申し上げます。

**済美教育センター所長** 私からは「中学校及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」、ご説明させていただきます。

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされております。来年度、令和6年度は中学校及び特別支援教育の教科用図書の採択を予定しております。

はじめに、資料1ページの中学校教科用図書の採択事務の流れについて説明させていただきます。

まず、4月下旬を目途に教科書調査委員会を設置いたします。こちらの資料の真ん中にある大きな四角囲みのところになります。その教科書調査委員会が種目ごと、教科ごとに種目別調査部会を設置し、この部会で全ての教科用図書について調査研究を行います。6月下旬を目途に教科書調査委員会にその調査研究を行った内容について報告をするというスケジュールで動いてまいります。

また、それとは別に、各区立中学校が5月から6月にかけて、学校ごとに巡回される教科用図書の見本本に基づき、全ての教科用図書について調査研究を行い、やはりその結果を教科書調査委員会に報告いたします。

教科書調査委員会は、種目別調査部会と各中学校からの報告書、それから教科書見本展示会で区民から頂きましたアンケート等を参考に調査研究を行い、その結果について8月上旬を目途に教育委員会にその内容をご報告いたします。

教育委員会では、教科書調査委員会のこの報告を参考にした上で、8月31日までに採択し、東京都教育委員会に報告するという流れになっております。

先ほど申しました教科書見本の展示会につきましては、済美教育センターほか、区立図書館4か所、計5か所において開催をし、区民の皆様にもご覧いただけるようにする予定でおります。

続きまして、2ページ目、3、特別支援教育教科用図書の採択事務をご覧ください。

特別支援学校と特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法など関係法令によって、毎年採択を行うこととしております。規則や要綱に基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置し、特別支援学校や特別支援学級からの調査報告に基づき教科書を調査研究し、8月上旬に調査委員会から教育委員会にご報告をさせていただくことになっております。

以上、流れについてご説明させていただきました。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございましたらお願いをいたします。教育長。

**教育長** 教科書見本展示会が、今度、済美教育センターが引越しをするのですけれども、ここに書いてあるセンターというのは新しいセンターのことなのか、今のセンターのことなのか。新しいセンターだとすると、あまり広くないという話を聞いているので、こういった形で実施ができるのか教えてください。

**済美教育センター所長** まず、新しい永福に移転をした後の済美教育センターで展示会を行う予定にしております。場所ですけれども、ちょうどもともと図書館として活用していた建物であるということもあって、1階の上がったところのロビーはかなり広いスペースがありますので、ちょうど入っていただいて、一番手にしていただきやすい場所で展示会が行えるかなというところで、そちらの方はうまくできそうな計画です。

また、ほかの4か所につきましては、図書館ごとの様々な運営、計画もありますので、入ってすぐの場所にはならない可能性もあるのですが、案内を丁寧に行うことで、より多くの方にご覧いただけるような展示会にしていきたいと考えております。

**教育長** ありがとうございます。そうすると、センターの場所については間違えてしまわないように、丁寧に周知をたくさんしていかないと。済美教育センターと名前だけを出してしまうと、多分今のところに行かれる方が多いので、その辺丁寧にお願いします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。前田委員。

**前田委員** 私、これは初めてなので、もしかしたら的が外れていたら申し訳ないのですけれども、全ての教科書だと思えるのですが、例えば今、いろいろデジタルの教材とかアプリとか、いろいろなものがあると思うのですけれども、そういうものも含めて検討されるのか、紙の教科書だけなのか、どちらになりますか。

**済美教育センター所長** 今、委員がおっしゃってくださった後者の方の、こちらは教科書の採択になります。ただ、今年度行った小学校の教科用図書でも同様ですけれども、QRコードがかなりたくさん使用されていて、そこから様々な音ですとかデジタルの資料にアクセスすることができるようになっておりますので、その内容等については、是非ご覧いただき、採択の際の一つの指標としていただければと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。この間、PTAの方たちとお話しした時に、どこの中学校かちょっと忘れてしまったのですけれども、英語の単語をAIで持ってくるMonoxerというアプリを使っているという学校があったりだとか、教科書とは関係なくいろいろなデジタルなものと組み合わせて学ぶこともあるのかなと思うのですが、そちらの検討はこういう形でせずに、今回は教科書だけだと思えるのですが、そこも併せて総合的にどう学びを作っていくかというのを検討したりする場というのはないのでしょうか。

**済美教育センター所長** まず、この教科書採択に関しては単独の取組になりますので、それはそれで決まりに則って行っていくものになりますが、今、おっしゃっていただいたようなデジタル教材ですとか、それから学習者用のデジタル教科書、こういうものをどんなふうに杉並

としてこれから導入をしていくかということは、本当に大きな視点で考えていかなければいけないもので、教育委員会の事務局ですとか、それから学校の意見も聞きながら検討していくことが必要だなと考えております。学校からも様々ご意見を頂いておりますので、そういう場で審議をしていくようになるかなと考えております。

今、学校で単独でいろいろなものを試行的に活用しているものもありますので、その効果ですとか、逆に課題なんていうのもとても貴重な意見になりますので、そういうものを広く集めながら、今後速やかに導入していけるようにと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。せっかくタブレット端末が子どもたちの手にわたっているところもありますので、そこも含めて教科書採択はもちろんすごく大事なプロセスを踏んでいただきたいと思うんですけども、学び全体をどうしていくかというところは、また別の軸で是非濃密に検討いただけるとうれしいなと思っております。よろしくをお願いします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の6番、「令和6年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** 私からは、「令和6年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご報告いたします。

令和6年度の杉並区立学校及び子供園教育課程届につきましては、杉並区立学校及び子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで学校、子供園との相談を経て、届出の受理を行ったところでございます。

学期及び休業日については、同規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認める時は変更することが認められております。

まず、学期につきましては、令和6年度も全ての学校、子供園において3学期制として実施いたします。

次に、長期休業日を変更する学校です。春季休業日の終わりを変更する学校は、中学校1校です。夏季休業日の変更は、小学校15校、中学校15校、また、冬季休業日の変更は、小学校6校、中学校6校、そし

て、春季休業日の始まりは、小学校3校、中学校5校が変更しております。詳細は記載のとおりです。

最後になりますが、都民の日を授業日とする学校は、小学校9校、中学校17校、また、開校、開園記念日は子供園で1園、小学校で12校、中学校で13校が授業日としております。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見・ご質問などございましたらお願いをいたします。

**伊井委員** 都民の日を授業日とする学校、それから、開校あるいは開園記念日を授業日とするという、保育を行う園もあるということで、ここが全部区内一致していないことで、多分今年だけじゃないと思うのですけれども、これまでに何かお声が上がったりとかはありますでしょうか。皆さん、これを事前にちゃんとお知らせいただけるので、その辺りは受け入れていただけているのでしょうか。

**統括指導主事（加藤）** 特段、この各学校の違いによって何か苦情といえますか、そうしたお声を聞いているという記憶はございません。それぞれの学校がやはりそれぞれの特色といえますか、また、校長を含め教職員の考えに基づいてそれぞれ実施していますので、きちんと保護者や地域の方にも説明をしているものと考えております。

**伊井委員** ありがとうございます。周知いただけていてよかったなと思っております。よろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。久保田委員。

**久保田委員** 以前、一時期、総授業時数の確保ということで、非常に厳しい時がありました。でも、最近ちょっと変わってきたのだなということも改めて今回思ったのですが、最近の国の動向、都の動向、その辺はどのようになっていますでしょうか。

**統括指導主事（加藤）** 杉並区立学校でも令和5年度、今年度まで、やはり余剰時数、余剰の時間というのを学校には一定程度求めてきておりました。

令和6年度からになりますが、文部科学省の方でも学習指導要領で定めた標準時数をその時数で教育課程を組み、もし何か感染症等によって学級閉鎖ですとか学年閉鎖、そういったものが起きた場合も、そこについては弾力的に運営していくようにという、そういった方向性も示され

ましたので、杉並区立学校においても、原則として学習指導要領に示された標準時数で教育課程を組むようにということで、令和6年度からは相当時数の方も学校では考えて、教育課程を編成しております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございます。報告事項6番につきましては以上とさせていただきます。

報告事項については以上でございます。

**教育長** それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

**庶務課長** それでは、ちょっと報告事項にはございませんが、追加で1点、職員の懲戒処分につきまして、口頭により報告を申し上げます。

区長部局総務部人事課におきまして、令和6年3月25日付で、地方公務員法第29条に基づき、職員の懲戒処分を行っております。以前に教育委員会でもご報告申し上げました、区職員が私用パソコンを不適切に利用して、情報管理を行った事案及び、別の職員でございますが、不適切な勤怠管理などがあったという、公益通報を受けた事案でございます。

区におきましては、令和6年1月26日付でその内容を公表いたしました。その後、人事課を中心とした区の調査が行われておりました。

事案の内容をもう一度確認をしますが、1件目は、利用登録がされていない私用パソコンを使用し、更には情報資産の管理を行った。

もう1件は、勤務実態とは異なる出退勤管理をし、更には自動車を使って通勤届の内容と異なる通勤を行って、約30万円の通勤手当を不適正に受給したというものでございました。なお、この30万円につきましては、既に全額返納ということが当該職員から行われているということ聞いております。

更に、本事案が知らされた当初、十分な調査や指導が管理職等からなされていなかったというものでございます。

処分の対象になった職員が3名ございます。既に教育委員会から異動しておりますが、区民生活部の部長級職員につきましては減給10分の1、1か月。区議会事務局の課長級職員につきましては戒告。更に、不正な通勤手当の受給を行った会計年度任用職員については戒告ということで、それぞれ3月25日付で発令。3月26日付で区のホームページで

公表というものでございます。内容については以上でございます。

何かご質問、ご確認がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、追加での報告については以上でございます。

次回の教育委員会の開催でございますが、4月10日水曜日、午後2時からを予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。